

令和3年（2021年）3月31日
熊本県出納局会計課
管理調達課

契約手続等における押印の省略について

この度、契約手続等の一部において、下記のとおり書類への代表者印、社名印等の押印を省略できるといたしましたので、お知らせします。

記

1 押印を省略できる書類

令和3年（2021年）4月1日以降に作成する次の書類

- ・見積書
- ・請書
- ・納品又は給付の完了を確認する書面
- ・請求書

2 押印を省略するときの対応

押印をされない場合は、当該書類に書類発行（作成）責任者の氏名及び連絡先と担当者の氏名及び連絡先、提出方法（紙、電子メール、ファクシミリ）を必ず記載してください。

ただし、物品の購入の契約に係る納品書については、提出方法は紙に限るものとします。納品する物品に添えて提出してください。（この場合、提出方法を記載する必要はありません。）

※押印を省略された書類について、必要に応じて電話等で内容を確認する場合がありますので御了承ください。

※この取扱いは、押印の省略を義務づけるものではありません。押印された書類は従前どおり取扱いますので申し添えます。

| | |
|-----------|--------------|
| 問い合わせ先 | |
| 会計課指導・検査班 | 096-333-2899 |
| 管理調達課調達班 | 096-333-2580 |